

住民税非課税世帯向け給付金を支給します！ 給付金の申請期限は5月30日(金)です

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、令和6年度個人住民税均等割が非課税である世帯に給付金を支給します。**支給対象と見込まれる世帯の世帯主には、支給通知または確認書を2月26日(水)以降に送付します。**

また、支給対象世帯のうち、18歳以下のお子さんを扶養している世帯には、併せてこども加算を支給します。詳細は、村公式ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】地域福祉課物価高騰対応給付金窓口(☎212-8822)



▲村公式HP

【対象】

基準日(令和6年12月13日現在)において、東海村に住民登録があり、世帯員全員の令和6年度市町村住民税均等割が非課税である世帯 ※単身赴任中の方など他市町村にお住まいの家族に世帯員全員が扶養されている場合等は、書類が届いたとしても支給対象にはなりません。

【給付金額】

▽非課税世帯給付金…3万円/世帯

▽こども加算…2万円/人(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

【申請方法】

- ①「給付金支給通知(はがき)」が届いた方は、原則、返信等の手続きは不要です。
- ②「確認書(封書)」が届いた方は、必要事項を記入し、

必要に応じて本人確認書類・口座確認書類の写しを添付の上、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してご提出ください。

- ③令和6年1月2日以降に村内に転入した世帯員がいる非課税世帯等は申請書の提出が必要です。**村から書類は届きません。**物価高騰対応給付金窓口(地域福祉課内)備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類(転入した世帯員が令和6年1月1日現在でお住まいだった市町村が発行した非課税証明書等)を添えて、ご提出ください。

※①・②・③に該当する世帯のうち、令和6年12月14日以降にお子さんが生まれた世帯等は、別途手続きが必要です。

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

シティプロモーションアワード2024金賞受賞記念 シティプロモーション いいムラをつくろうワークショップ

【公共コミュニケーション学会茨城部会 同時開催】

新しいシティプロモーションの合言葉は、『地域(まち)に真剣(マジ)になる人』を増やすこと。東海村の取り組みを通して「シティプロモーションに期待されるもの」についてグループトークを展開するとともに、ひとりの住民としてどんなことができるのか、みんなで考えるワークショップを開催します。

期日 3月16日(日) **時間** 午後1時～4時15分

場所 村立図書館

- 対象 どなたでも参加できます。
- 参加費 無料
- 定員 先着20人程度
- その他 事前申し込みは不要です。

シティプロモーション
について詳細はこちら



【問い合わせ】地域戦略課広報・シティプロモーション担当
(☎282-1711(内線1339) ☒t-pro@vill.tokai.ibaraki.jp)